離婚届の記載例

証人
証人になる方は、成年に達している人で、この離婚の事実を知っている人であればどなたでもなれます。（2人必要です。）
※生年月日・住所・本籍も届出人と同様、省略せず書いてください。

証人署名
各自署名をしてください。押印は任意です。※証人は協議離婚の時のみ必要

届出人署名
各自署名をしてください。
押印は任意です。

（1）氏名・生年月日
戸籍謄本または戸籍全部事項証明書に記載されている氏・名で書いてください。
生年月日は、西暦・和暦のどちらでも構いません。
住所
住民票のあるところを書いてください。

（2）本籍
本籍の表示は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書に記載されているとおりに書いてください。
※当事者が外国人のときは、本籍欄に国籍・地域を書いてください。（例「国籍・地域〇〇」）
※筆頭者氏名は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書のはじめに記載されている方の氏名を書いてください。
※父母との続柄は、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書に記載されているとおりに書いてください。
※養子縁組をされている方は、養父母の氏名を書いてください。

（3）離婚の種別
協議離婚・和解・調停・請求の認諾・審判・判決のいずれかの□に✓をつけてください。
※調停・和解の場合は成立年月日、請求の認諾の場合は認諾年月日、審判・裁判の場合は確定年月日を書いてください。
※協議離婚以外の場合は、裁判所発行の書類が必要です。

（4）婚姻前の氏にもどる者の本籍
婚姻により氏を改めた者は、原則として旧姓に復することとなります。ただし、希望により離婚の際（婚姻中）に称していた氏を引き続き称することもできます。
※筆頭者の氏名にフリガナを記入してください。
① 旧姓に復して元の戸籍にもどる場合
現在も元の戸籍がある場合に限ります。元の戸籍が除籍になっている場合は新しい戸籍をつくることになります。
② 旧姓に復して新しい戸籍をつくる場合
希望する本籍を書いてください。
③ 離婚の際（婚姻中）に称していた氏を引き続き称する場合
この欄には何も書かないでください。別途「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2）」を記載のうえ提出する必要があります。
※この届は離婚の日から3か月以内に限られます。この届をされたあと旧姓に戻ることを希望されるときは、家庭裁判所の「氏の変更許可」が必要となります。

		婚姻により氏を改めた方	記載例
①	旧姓に復して元の戸籍にもどる	夫	☑夫 は ☑もとの戸籍にもどる □妻 □新しい戸籍をつくる
		妻	□夫 は ☑もとの戸籍にもどる ☑妻 □新しい戸籍をつくる
②	旧姓に復して新しい戸籍をつくる	夫	☑夫 は □もとの戸籍にもどる □妻 ☑新しい戸籍をつくる
		妻	□夫 は □もとの戸籍にもどる ☑妻 ☑新しい戸籍をつくる

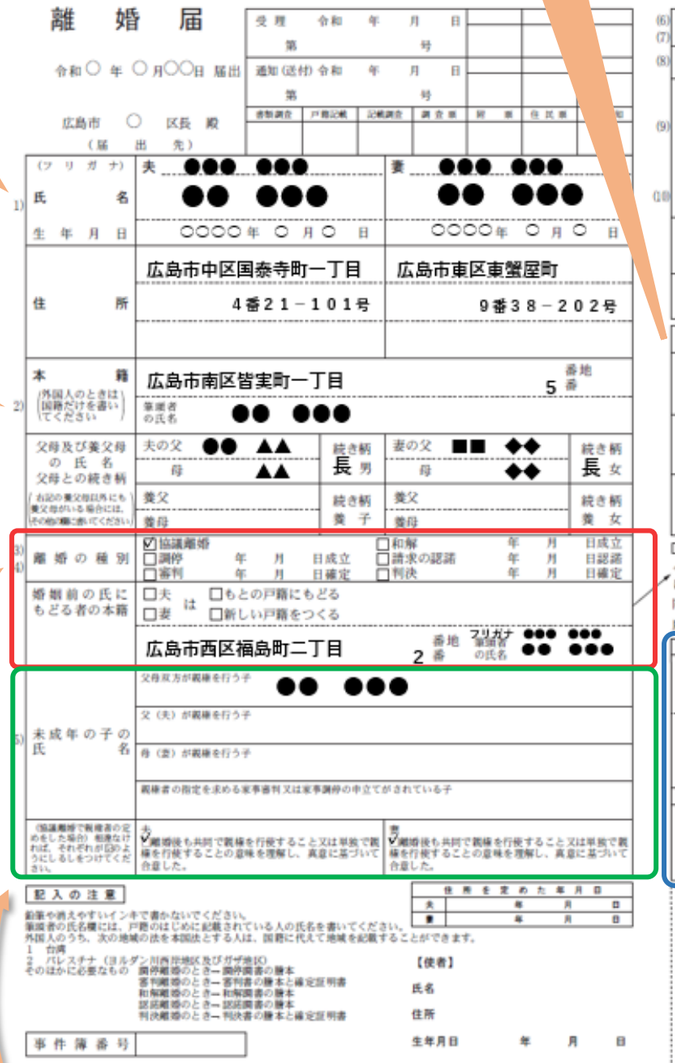

連絡先
※平日午前８時30分から午後５時15分の間で連絡の取れる電話番号を書いてください。

（5）未成年の子の氏名
未成年の子がいるときは、該当する欄に氏名をフルネームで記入してください。（複数人の場合も全員フルネームで記入してください。）
※共同親権、単独親権、親権者指定の申立て中の選択ができます。（民法 819 条、民法 765 条、戸籍法 76 条）
※共同親権を行う子の場合、未成年の子の氏名は「父母双方が親権を行う子」の欄のみ記入してください。
※親権者及び親権形態によらず、子の戸籍に変動はありません。
※子を離婚後の母（又は父）の戸籍に入籍させるには、家庭裁判所の「子の氏の変更許可の申出」をして許可を得たのち「許可の審判書」を添付して「入籍届」をしてください。
※協議離婚で親権者の定めをした場合、離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意したことに相違なければ、それぞれが□に✓をつけてください。

子の養育に関する取決め
未成年の子がいる場合は、あてはまるものの□に✓をつけてください。
・離婚後の子育ての分担について
・親子交流について
・経済的に自立していない子がいる場合
※未成年の子に限られない

2026. 4